市街化調整区域で地縁者が住宅を建築できる区域などが指定されました

加西市は、市域の多くが開発や建築を抑制する市街化 調整区域に定められています。そのため市街化調整区域 の出身者が実家近くに住宅を構えられないなど、地域の 活力が低下する等の問題があらわれています。

このような市街化調整区域の課題に対応するため、兵庫県が創設した特別指定区域制度を活用し、区域内で必要な建築物が建築できるなどの規制緩和に取り組んでいます。

この度、兵庫県から「地縁者の住宅区域」の拡大など の特別指定区域の指定を、右の地区が受けました。詳し い区域の図面は、市ホームページをご覧ください。

■地縁者の住宅区域

集落周辺の市街化調整区域に 10 年以上居住したこと のある人の住宅が建築できる区域。

北条町東高室、市村町、坂元町、坂本町、下宮木村町、下宮木町、西野々町、島町、満久町、大工町

■地縁者の小規模事業所区域

集落周辺の市街化調整区域に 10 年以上居住したこと のある人が営む小規模な事業所が建築できる区域。

北条町東高室、市村町、坂元町、大工町

■既存事業所の拡張区域

建築後 10 年以上経つ市街化調整区域の工場などの事業所が敷地を拡張して増改築できる区域。

鎮岩町、鶉野中町

■市街化調整区域で事業所の新築などを検討されている事業所の皆様へ

市街化調整区域で、右のような計画や意 向がある場合は、規制緩和を検討しますの で、5月31日(金)までに下記へ連絡し てください。

- ・事業所(工場、店舗、事務所など)を新築したい。
- ・今ある事業所の用途変更(利用目的の変更)をしたい。
- ・今ある事業所の敷地を広げて増築したい。
- ・廃工場など使用していない事業所を使用できるようにしたい。

【問合先】 都市計画課(建築係) **☎**498753 FM491998 toshi@city.kasai.lg.jp

平成25年度 市税等納期限一覧表

平成 25 年度の市税等の納期限は次のとおりです。納期内納付にご協力をお願いします。

	市県民税(普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保 険 税 (普通徴収)	介護保険料(普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)
平成 25 年 4月 30 日 (火)		全期・1期				
5月31日(金)			全期			
7月 1日 (月)	全期・1期					
7月31日 (水)		2 期		1期	1期	1期
9月 2日 (月)	2期			2期	2期	2期
9月30日(月)				3 期	3 期	3 期
10月31日(木)	3 期			4期	4期	4期
12月 2日 (月)				5 期	5期	5期
12月25日 (水)		3 期		6期	6期	6期
平成 26 年 1月 31日(金)	4期			7期	7期	7期
2月28日(金)		4期		8期	8期	8期
3月31日(月)				9期		9期

【問合先】 市県民税・軽自動車税・国民健康保険税

固定資産税・都市計画税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

税務課 (税制係)

税務課(資産税係)

242 8713

長寿介護課(介護保険係) 🕿 42 8788

市民課(福祉医療係)

25(42) 8721

23(42) 8712

一人暮らしの高齢者と障がい者の家庭ごみを無料で収集します

加西市は平成25年4月1日から、次の条件をすべて満たす方の家庭でみ(粗大でみを除く)を、無料で戸別収集するサービスを始めます。対象者と離れて暮らす家族や介護に携わる方も代理申請できます。申請を受けて、市が調査・審査し結果を通知します。詳しくは、下記へお問い合わせください。

■高齢者

対象

- ①一人暮らしの方(同居する方が高齢者や障がい者で、 でみを出せない場合を含む)
- ②親族や近所の方の協力を得られず、ごみを出せない方
- ③介護保険法で「要介護 2」以上の認定を受けている方
- ④介護保険のホームヘルプサービスを利用している方
- ※③の条件のみ該当しない方はご相談ください。

申請に必要なもの

介護保険証と、ホームヘルプサービスの利用を確認できる書類のコピー。印鑑。

■障がい者

対象

左記の①と②に加えて、障害者自立支援法に規定する 障がい福祉サービスのうち居宅介護に係る介護給付費の 支給を受けている方

申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、自立支援医療受給者証、医師の診断書などと、 障がい福祉サービスの利用を確認できる書類のコピー。印鑑。



【問合先】 環境整備課(ごみ対策係) ☎⑩8719 「AW@6269 kankyoseibi@city.kasai.lq.jp

高齢者の異変等を早期に発見する「高齢者見守り事業」を開始します

加西市は、定期的に高齢者宅に配達や訪問等を行っている事業者に協力をいただき、「郵便物がたまっている」「呼びかけても返事がない」など、早期に高齢者の異変等を発見する「気づき」の目を増やすことによって、地域全体で高齢者を見守り、安心して生活できる環境づくりをめざして高齢者見守り事業を行います。

平成 25 年 2 月 28 日現在、市の全人口に占める 65 歳以上の人口の高齢化率は 27.1%で、今後も一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していくと予想されています。

協力していただける「協力事業者」を募集しますので、詳しくは下記まで連絡してください。 登録対象事業者は、宅配・配食業者や新聞・牛乳等配達事業所、電気・ガス事業所などです。

